

子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども子育て支援新制度とは

地域の子育て支援の量の充実や質の向上を進めるために施行された制度です。

新制度では、市町村が中心となり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に進めることとされています。

(2) 支給認定について

新制度では、保育所や幼稚園などの利用を希望される場合、入所・入園の決定とは別に、保護者の方の就労状況などをもとに、利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。

支給認定には、保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下の通り1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分に則した施設や事業をご利用いただけます。

(3) 支給認定の認定区分

支給認定の認定区分は、以下の3区分です。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さん (2号認定を除く)	幼稚園（新制度対応園のみ）、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業など

(4) 支給量について

支給量は、保育利用時間により以下の2区分に分けられます。

支給認定量	利用時間	保育時間
保育短時間	最長8時間	8時から17時までの間の8時間以下
保育標準時間	最長11時間	7時から18時までの間で8時間以上

(5) 申請の流れ (保育所等を利用希望の場合)

